

育児休業中の掛金等免除要件の見直しについて

育児休業中の掛金等免除要件について

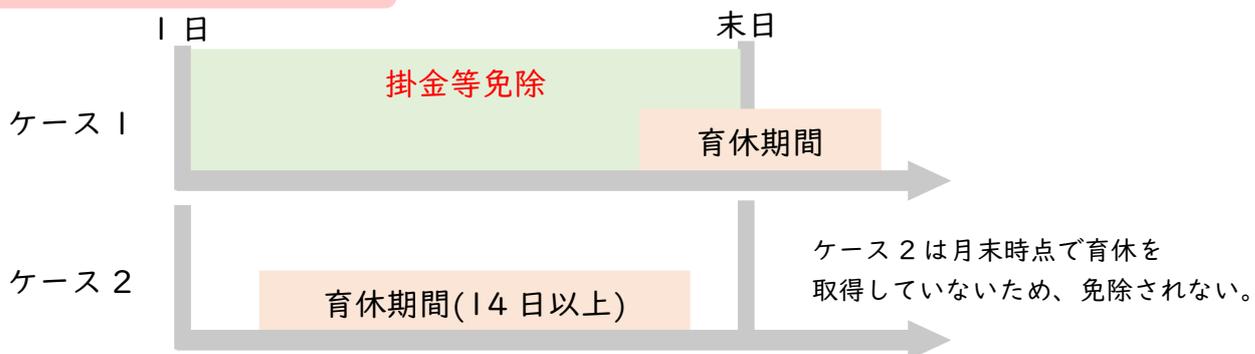
令和4年10月から育児休業中の掛金等の免除に関する事項について、見直しが行われます。

- ① 育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日の属する月が同日であり、育児休業等の日数が14日以上ある場合は、その月にかかる掛金等が免除されます。(月末時点で育児休業等を取得している場合は、従来どおり免除となります。)
- ② 賞与にかかる掛金等については、1月を超える育児休業等を取得している場合に限り免除されます。

※令和4年10月1日以降に開始する育児休業等について適用し、同日前に開始した育児休業等については、従前どおりの取り扱いとなります。

令和4年9月まで

給与にかかる掛金等



賞与にかかる掛金等

賞与月の月末時点で育児休業を取得している場合は、賞与の支払いを受けていても、賞与にかかる掛金等が免除される。

令和4年10月から

給与にかかる掛金等



賞与にかかる掛金等

賞与月で1か月超(賞与対象月の月末を含む期間に限る。)の育休取得者に限り、賞与にかかる掛金等が免除される。